第十一条　本組合員ハ役員ノ選挙権及被選挙ノ権利ヲ有ス

第十二条　本組合員ハ規定ニ従ヒ組合ノ諸事業ニ出席シ意見ヲ陳述スルノ権利ヲ有ス

第十三条　本組合員ハ規約及決議ヲ遵守シ之レヲ厳守スルノ義務アルモノトス

第十四条　本組合員ハ規定ノ組合費ヲ毎月前納スルノ義務ヲ有ス納付シタル組合費ハ如何ナル場合ト雖モ返戻セス

第六章　事業

第十五条　本組合ハ第四条ノ目的ヲ達セン為メ左ノ事業ヲ行フ（事業細則ハ別ニ之ヲ定ム）

(一)職業紹介、(二)教育、(三)出版、(四)共済、(五)時律顧問、(六)其他組合員ノ福利増進ニ必要ナル事業

第七章　役員

第十六条　本組合本部ニ左ノ役員ヲ置ク役員ノ任期ハ一ヶ年トス再選ヲ妨ケス

(一)理事長正副各一名　(二)顧問相談役各若干名、(三)会計係一名

(四)会計検査役若干名　(五)書記二名

(六)理事若干名

理事長ハ理事中ヨリ互選シ本組合ヲ代表シ事務ヲ総理シ組合一切ノ責ニ任ス

副理事長ハ理事中ヨリ互選シ常ニ理事長ヲ補佐シ理事長不在ノ場合之ヲ代理ス

顧問相談役ハ理事会ノ推選ニ依リ理事会ノ諮問ニ答申シ又組合ノ重要事項ヲ審議ス

会計ハ理事中ヨリ互選シ組合会計出入事務一切ヲ處理ス

会計委員長ハ会計検査役ノ互選トシ会計事務ヲ監督審査スルモノトス

会計検査役ハ各部ヨリ一名ヲ選出シ其部ノ会計ノ任ニ當リ会計委員長ト共ニ本部会計ヲ監督審査ス

書記ハ理事長ノ指名トシ理事長ヲ補佐シテ会務ノ円滑ヲ計ルモノトス

理事ハ組合員十名ニ一名ノ割合ヲ以テ組合員之レヲ互選シ組合ノ重要事項ヲ審議ス

第十七条　本組合員ニシテ役員ニ選挙セラレタル時ハ之レヲ拒ムコトヲ得ス但シ止ムヲ得サル事由アリタル時ハ理事会ノ決議ニ依リ辞スルコトアルヤシレ

第八章　会議

第十八条　本組合ノ会議ヲ分ケテ左ノ三種トス

一、大会　二、理事会　三、会計検査委員会

大会ハ本組合総会員ヲ以テ組織シ毎年一回理事長之ヲ招集シ組合ニ関スル重要事項ヲ審議決定ス大会ノ議長ハ理事長之ニ任シ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス

理事会ハ本組合ノ執行機関ニシテ本部役員全部ヲ以テ組織シ理事長之ヲ招集シ之レヲ議長トシ組合ノ重要事項ヲ審議決定ス

会計検査委員会ハ会計検査役ヲ以テ組織シ会計委員長ヲ選ミ会計事務ヲ内査ス

第十九条　本組合理事会ニシテ必要ト認メタル場合ハ臨時大会ヲ開催スルコトヲ得

第九章　会計

第廿条　本組合員ハ会費トシテ毎月左ノ金額ヲ納付スルモノトス

男子参拾銭　但シ満六ヶ月ヲ以テ一ヶ年トス

女子拾銭

第廿一条　本組合ノ会計ハ大会ニ於テ其決算書ヲ提表シ大会承認ヲ経ルコトヲ要ス

第十章　資産

第廿二条　本組合ノ資産左ノ如シ

(一)会員積立金　(二)会員其他ノ基本金寄附金　(三)事業又ハ賊ニ依リ生スル収入

第廿三条　本組合資産ノ内三分ノ一迄ハ理事会ノ議決ヲ経テ会員ノ福利増進ノ事業資金ニ運用スルコトヲ得